

(2) みどりの配置

これまでの取り組みと現況・課題

これまで市街地の外においては、環状グリーンベルト構想に基づき、大規模な公園緑地等の整備などを順次進めてきました。また、市街地内においても、新たな住宅地に公園緑地を系統的に確保するなど、みどりの充実に向けた取り組みを推進してきました。

一方、今日では、市街地に接するみどりの減少の抑制、都市づくりの主要な地区における新たなみどりの拠点形成といった課題に取り組むことが求められています。

以上の認識のもと、みどりの配置について以下の方針を定めます。

基本方向（みどりの配置）

- 核となる貴重なみどりの存在や全市的な均衡に配慮しつつ、大規模な公園や緑地など、拠点となるみどりを配置していくとともに、都心部には札幌の顔にふさわしいみどりを創出します。
- 札幌のみどりを特徴づけている南西部に広がる丘陵や山並みのみどり、北東部の平地に広がる農地や河川のみどりとこれらにつらなる新たな緑地空間の創出により、市街地を取り巻くみどりを配置します。
- 河川や幹線道路などにより、まちを囲むみどりや拠点となるみどりを相互にネットワーク化します。

取り組みの方向

ア 自然緑地の保全

- ・市街地を取り巻くみどりやまちの中に点在する樹林地などの自然緑地については、緑地保全地区^{*43}や風致地区などの地域制緑地^{*44}制度をはじめとした多様な制度の活用により、保全を図ります。

イ 公園緑地の適正配置

- ・環境保全、レクリエーション、防災、景観構成といった視点からの配置方針に基づき、必要な公園緑地の整備を進めます。

ウ 河川緑化・道路緑化

- ・みどりのネットワーク化のため、自然性ゆたかな川づくりや、北国の風土にふさわしい質の高い道路緑化を図ります。

*43 緑地保全地区 都市緑地保全法に基づいて、良好な自然環境を形成している緑地を保全するために定められる地区であり、保全に著しく支障のある行為は禁止される。このため、損失補償、土地の買い入れの制度が設けられている。

*44 地域制緑地 公有地、私有地を問わず、法律や条例などの制度によって、良好な緑地が保全される場所。

エ 農地の保全

- ・農用地区域*45の設定など農業政策を通じた保全のほか、市民農園*46など市民による活用を通じた保全も図ります。

オ 重点的な緑化の推進

- ・都心をはじめとする各種の拠点やとくにみどりの少ない地区など重点的に緑化を推進すべき地区において、みどりの保全・創出に関する指針を定め、積極的かつ効果的な緑化を進めます。



■ 主要なみどりの配置

- *45 **農用地区域** 農業振興地域内の土地で長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地として開発などの行為が制限される区域。
- *46 **市民農園** 都市の住民が、レクリエーションや自家用野菜の生産などを目的に、小面積の農地を利用して野菜などを育てるための農園を指し、市民農園整備促進法に基づく農園をはじめ、都市公園内に設置される農園や老人農園などがある。
- *47 **オープンスペース・コリドー** コリドーの本来の意味は「廊下」「回廊」など。都市空間計画や交通計画に関しては、帯状につながる産業地帯や、環境整備を進める主要道路沿い一帯、主要貨物輸送ルートなどを示す場合に使われる。本計画では、市街地を貫通し、都市にうるおいをもたらすオープンスペースの軸となることを目指すものとして、コリドーと称している。

(3) みどりの質的充実

これまでの取り組みと現況・課題

これまで積極的に公園緑地の整備を進め、総量の確保に努めてきましたが、今後は、みどりの量の地域格差を解消するとともに、より多様なみどりを創出していくことが求められています。

また、施設の老朽化や利用者層の変化などから、機能更新の必要性が高まっている公園緑地が見受けられます。

以上を踏まえ、みどりの質的充実について以下の方針を定めます。

基本方向（みどりの質的充実）

- 量としての確保だけではなく、機能分担や相互連携、景観形成への寄与、都市と自然との共生、生物の多様性の確保といった観点にも配慮し、多様なみどりを創出します。
- 市街地における建物更新などの動向と連動しながら、市街地内できめ細かなみどりを効果的に創出します。
- 大規模な公園から住宅の庭に至るまで、また、施設の計画から管理まで、さまざまな場面において総合的に緑化を推進するため、協働型の取り組みを充実していきます。

取り組みの方向

- ア 都市と自然との共生を重視した取り組みの充実
 - ・野生生物の生育空間としての側面に配慮した自然緑地の保全、身近な自然情報の収集・発信、みどりのリサイクル*48の推進など、都市と自然との共生を重視した取り組みを充実していきます。
- イ 公園緑地の魅力の向上
 - ・立地特性や利用者ニーズなどを踏まえ、多様な観点で個性ある公園緑地を整備するほか、老朽化した公園は、周辺の公園配置や利用状況などを踏まえた改修・再整備により、魅力の向上を図ります。
- ウ きめ細かな民有地緑化の推進
 - ・緑保全創出地域制度の運用により開発に伴うみどりの減少を抑制するとともに、市街地内において効果的な建築物緑化を誘導し、きめ細かなみどりを創出していきます。
- エ みどりの充実に向けた協働型の取り組みの推進
 - ・公園の計画づくり・管理・運営への市民参加や、市民による森林保全活動の支援など、市民や企業などとの協働による取り組みを推進します。

*48 みどりのリサイクル 公園や街路樹から発生する枝葉などの植物性廃材を、堆肥などとして、有効に活用していくこと。